各用途地域種別ごとの概要

第一種低層住居専用地域



低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗や 事務所を兼ねた住宅や小中学校 などが建てられます。



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500 ㎡までの一定規模の店舗や事務所など必要な利便施設が建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境への影響が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150 ㎡までの一定規模の店舗などが建てられます。

第一種住居地域

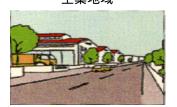


住居の環境を守るための地域です。3,000 ㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。



近隣の住民が日用品の買い物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅や店舗は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500 ㎡までの一定規模の店舗などが建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店、 などが集まる地域です。住宅や 小規模の工場も建てられます。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな 工場でも建てられますが、住宅, 店舗、学校、病院、ホテルなど は建てられません。

用途地域による建築物の用途制限比較表

令和4年5月時点

															令和4年5月時点		
×	途地域内の建築物の用途制限] ⇒ 建てられる用途 □ ⇒ 建てられない用途 (②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり 宮城県「風俗営業等の規制及び業務の適正化・ 条例」に基づく風俗営業の許可に係る営業制限・		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考		
住	宅、共同住宅、寄宿舎、下宿													×			
兼月	B住宅で、非住宅部分の床面積が、5 0 ml以下かつ建築物の3	延べ面積の1/2未満のもの												×	非住宅部分の用途制限あり		
	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		×	1	2	3								4	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及 び建具屋等のサービス業用店舗のみ。 2階以下。		
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの)	×	×	2	3								4			
店			×	×	×	3								4	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、 損保代理店、銀行の支店、宅地建物取 引業等のサービス業用店舗のみ。		
舗等			×	×	×	×								4			
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以7	こ のもの	×	×	×	×	×							4	2階以下。 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く		
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	×	×	×				×	×			
	事務所等の床面積が150㎡以下のもの		×	×	×	A											
事	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下の	5の	×	×	×	A											
務所	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下	のもの	×	×	×	A									▲ 2階以下		
等	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以	下のもの	×	×	×	×											
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	×										
ホ	・ル、旅館		×	×	×	×	A						×	×	▲ 3,000㎡以下		
遊	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		×	×	×	×	A							×	▲ 3,000㎡以下		
戯	カラオケボックス等		×	×	×	×	×	A	A				A	A	▲ 10,000㎡以下		
場	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場等		×	×	×	×	×	*	*				A	×	▲ 10,000㎡以下		
風			×	×	×	×	×	A	A				A	×	▲ 10,000㎡以下		
俗施	劇場、映画館、演芸場、観覧場		×	×	×	×	×	×	A				×	×	▲ 客席200㎡未満		
設	キャパレー、個室付浴場等		×	×	×	×	×	×	×	×		A	×	×	▲ 個室付浴場等を除く		
	易、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊		×	×	×	×	×	×	×				×	×			
等	こ供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの														(1 (D) + 14 (D) - 17 (D) + 10 (
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校												×	×	幼保連携型認定こども園を除く		
公	大学、高等専門学校、専修学校等 図書館等		×	×									×	×			
共施														×			
設・	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等神社、寺院、教会等																
病																	
院・	病院		×	×									×	×			
学	公衆浴場、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園等																
校等	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等													×			
自動車車庫工場・倉庫等	老人福祉センター、児童厚生施設等		A	A											▲ 600㎡以下		
	自動車教習所		×	×	×	×									▲ 3,000㎡以下		
	単独車庫(附属車庫を除く)		×	×	A		A	A							▲ 300㎡以下 2階以下 ① 600㎡以下 1階以下		
	建築物附属自動車車庫、①②③については、 建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		1	1	2	2	3	3	(==		100 + 6				② 3,000㎡以下 2階以下		
									について	こがした	训化めり)			③ 2階以下		
	倉庫業倉庫		×	×	×	×	×	×									
	畜舎(15㎡を超えるもの) バン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、豊屋、建具屋、		×	×	×	×	_								▲ 3,000㎡以下 原動機の制限あり		
	カノ産、木産、豆腐産、果丁産、 Frida、 宣産、 建具産、 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		×	•	•	•	L	L_	L	L_			L	L_	原動機の制限あり ▲ 2階以下		
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×	×	×	×	1	1	1	2	2				原動機・作業内容の制限あり		
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×	×	×	×	×	×	×	2	2				作業場の床面積		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×				① 50㎡以下 ② 150㎡以下		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
	自動車修理工場		×	×	×	×	1	1	2	3	3				作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり		
	量が非常に少ない施設		×	×	×	1	2								The second secon		
		量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×						① 1,500㎡以下、2階以下 ② 3,000㎡以下		
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
		量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			-		
				, ,	, ,					/ \	^	^		l .			

(注):「田園住居地域」については、本市において指定していないため記載しておりません。 (注): 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について記載したものではありません。